

平成22年第4回美祢市議会定例会会議録(その1)

平成22年11月30日(火曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	17番	原 田 茂
18番	村 上 健 二	19番	河 村 淳
20番	大 中 宏	21番	南 口 彰 夫
22番	安 富 法 明	23番	徳 並 伍 朗
24番	竹 岡 昌 治	25番	布 施 文 子
26番	秋 山 哲 朗		

2.欠席議員 なし

3.欠 員 1名

4.出席した事務局職員

事務局 長	重 村 暢 之	主 査	岩 崎 敏 行
係 長	岡 崎 基 代		

5.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波 佐 間 敏	総合政策部長	田 辺 剛
市民福祉部長	山 田 悦 子	病院事業局長	藤 澤 和 昭
建設経済部長	伊 藤 康 文	管理部長	山 本 勉
上下水道事業局長	中 村 弥 壽 男	総合観光部長	山 本 勉
局長	倉 重 郁 二	総務部次長	福 田 和 司
総務部長	末 岡 竜 夫	総合政策部長	奥 田 源 良
財政課長		企画政策課長	松 野 哲 治
総合政策部長		総合政策部長	
地域情報課長		商工労働課長	

市民福祉部長
次長
教育長
消防長
美東総合
支所経済
建設局長
次長
監査委員
事務局長
市民福祉部長
地域福祉課長

古 屋 勝 美
永 富 康 文
坂 田 文 和
藤 井 勝 巳
斉 藤 寛
西 山 宏 史
田 代 裕 司

総合観光部
観光総務課長
教育委員
事務局局長
会計管理者
秋芳総合
支所経済
建設部長
農林課長
教育委員
社会教育課長
市民福祉部
生活環境課長

綿 谷 敦 朗
金 子 彰
久 保 毅
杉 本 伊佐雄
秋 枝 秀 稔
佐 藤 和 美
佐々木 郁 夫

6. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 1号 訴えの提起に関する専決処分について
- 日程第 4 議案第 1号 平成22年度美祢市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 5 議案第 2号 平成22年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正
予算(第1号)
- 日程第 6 議案第 3号 平成22年度美祢市観光事業特別会計補正予算(第
2号)
- 日程第 7 議案第 4号 平成22年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第 8 議案第 5号 平成22年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正
予算(第1号)
- 日程第 9 議案第 6号 平成22年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第10 議案第 7号 平成22年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第11 議案第 8号 平成22年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補
正予算(第1号)
- 日程第12 議案第 9号 平成22年度美祢市水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第10号 平成22年度美祢市公共下水道事業会計補正予算(第
1号)
- 日程第14 議案第11号 美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する

条例の一部改正について

- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 美祢市一般職の職員の給与に関する条例及び美祢市
病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正に
ついて
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に
関する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 美祢市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一
部改正について
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正につ
いて
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 美祢市火災予防条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規
約の変更について
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 美祢市へき地保育所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 美祢市中心身障害児（者）福祉施設の指定管理者の指
定について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 美祢市廃棄物処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの指定管
理者の指定について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流
の館の指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センター
の指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 美祢市秋芳シルバーワークプラザの指定管理者の指
定について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 美祢市都市公園の指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議員提出議案第 6 号 美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期
末手当に関する条例の一部改正について

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

議長（秋山哲朗君） おはようございます。御報告を申し上げます。

去る11月10日、佐々木隆義議員が御逝去されましたので、ここに御報告を申し上げます。

なお、議員数においては、現在1名減少の25名となりますことを申し添えます。
以上、報告を終わります。

ここで黙祷を行います。事務局長。

事務局長（重村暢之君） それでは、佐々木前議員様へ黙祷をささげたいと思いますので、御協力をお願いいたします。黙祷。

〔黙祷〕

事務局長（重村暢之君） お直りください。御着席願います。

議長（秋山哲朗君） これより、平成22年第4回美祢市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。本定例会に、本日までに送付してございますものは、執行部より報告第1号から議案第26号までの27件と、事務局からは、会議予定表並びに一般質問順序表でございます。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第1号）、議案付託表の2件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、河村淳議員、大中宏議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月17日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

この際、暫時休憩をいたします。

議員の皆さんは、建設観光委員会を開催いたしますので、委員会室へお集まりください。

なお、協議事項は、建設観光委員長の互選であります。

午前10時04分休憩

.....

午前10時15分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

それでは、御報告をいたします。

佐々木議員の御逝去に伴い、建設観光委員長が欠員となっておりますが、後任に馬屋原眞一議員が建設観光委員長に、また、副委員長に萬代泰生議員が互選されましたので、御報告いたします。

さらに、議長の指名により、馬屋原眞一議員を議会運営委員に選任いたしましたので、併せて御報告いたします。

以上で報告を終わります。

この際、建設観光委員会の正副委員長のごあいさつをお願いいたします。

建設観光委員長（馬屋原眞一君） 今報告がありました建設委員会の委員長を拝命いたしました馬屋原でございます。副委員長の萬代でございます。我々の仕事を全うできるようしっかりやりたいと思います。皆さんの御協力をよろしく申し上げます。

簡単ですが、あいさつを終わります。

議長（秋山哲朗君） 以上をもって、建設観光委員会の正副委員長のあいさつを終わります。

お諮りいたします。日程の順序を変更し、日程第15、議案第12号と日程第19、議案第16号を先議したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。日程の順序を変更し、日程第15、議案第12号と日程第19、議案第16号を先議することに決定しました。

日程第15、議案第12号美祢市一般職の職員の給与に関する条例及び美祢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正についてと、日程第19、議案第16号美祢市火災予防条例の一部改正についてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日、平成22年第4回美祢市議会定例会に提出いたしました議案第12号及び議案第16号について御説明申し上げます。

議案第12号は、美祢市一般職の職員の給与に関する条例及び美祢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正についてであります。

これは、人事院勧告に基づく国の給与改定に準じ、関係条例の一部を改正するものであります。

本年8月に、人事院において例年同様実施された職種別民間給与実態調査を踏まえ、給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給月数等の引き下げを行う旨の勧告がなされたところであります。

その主な内容は、給料月額については平均0.1%の引き下げに加え、引き下げ相当額を本年4月分給与より減額調整を行うとともに、12月期において期末手当については0.15月分、また勤勉手当については0.05月分、合わせて0.2月分の支給を減額し、支給を行うものであります。

また、病院事業管理者の期末手当につきましても、一般職の職員同様0.15月分、勤勉手当については0.05月分、合わせて0.2月分の支給を減額し支給するものであります。

議案第16号は、美祢市火災予防条例の一部改正であります。

このたびの改正は、固体酸化物型燃料電池の実用化に伴い、当該電池を燃料電池発電設備に加えることにより必要な規制を行うとともに、複合型居住用自動火災報知設備の実用化に伴い当該設備を設置する場合における警報器等の設置義務を免除するため、所要の改正を行うものであります。

以上、提出いたしました議案第12号及び議案第16号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより議案の質疑に入ります。

日程第15、議案第12号美祢市一般職の職員の給与に関する条例及び美祢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） 只今の市長の、職員の生計を含め、給料の月額引き下げ等についてお尋ねをしたいと思います。

これまでもそうなんですが、「人事院勧告に基づく国の給与改定に準じ」、その一言が職員の賃金の、給料の引き下げの理由になっているんです。ところが、人事院では、この8月10日に人事委員会が開かれている。そこで議論になったポイントが、大きなポイントがあるんです。そのことについて当然御理解の上で提案されていると思うんです。

人事院勧告がなされた。この人事院は8月10日火曜日に開かれているんです。ところが、そこでかなりの議論がなされているんです。しかしやむを得ず国家公務員の給料の引き下げという結論に至ったんですが、そのとき議論になされたポイントは何か。私の理解と執行部の理解の相違点はあるだろうと思うんですが、その点が御説明願えれば最初にあった提案の「人事院勧告に基づく国の給与改定に準じ」、この言葉が理解できるのではないかと思います。

ところが、人事院勧告そのものにどのような議論がなされ、どのような経過を踏まえて結論に至った。その点がある程度、とりわけ地方自治体では、また職員の方々、管理職、議員も含めてなんですが、このたった2行、1行だけの説明では私は不十分なのではないかと思います。そういった点で、まず、いかがでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 福田総務部次長。

総務部次長（福田和司君） 只今の南口議員の御質問につきまして御回答をさせていただきます。

議員さんが御指摘されましたように、人事院におきまして本年の8月に人勧が出されておりまして。その大きなポイントでございますが、民間給与との格差に基づく給与改定、それが大きくは1点でございます。それにつきましては、民間給与と地方公務員との格差を今回の改定に基づきまして圧縮、期末勤勉手当も含めまして民間のベースに持っていくための人事院勧告がなされておりまして、これにつきまして

てそれぞれの地域等の状況等もございませうが、国と県並びに他の地方自治体、類似団体等も含めまして、それと県内の企業の動向も踏まえた上で、人事院に準じた形で改正を今回行ったという状況でございませう。

以上でございませう。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） いきなり思いつきの質問だったと。日本共産党議員団が入るまで見解が一致しないので、これから審議をしていくのに、また採決をしていくのに、たった2人の議員が無様ではよくないと思うので、そこで必要なポイントをとということで、突然でしたが、質問の答えはほぼ100%そうだろうと思うんです。

ただ、この人事院の中で民間の給与等を評価する際に、日本の経済に触れて、当然民間の場合は企業の株が上がったり下がったりも含めながら、増収益を長期的に見ながら、本年度の日本経済は回復期にはある。緩やかな回復期にはある。しかしながら、企業のかつての給与を維持するだけの力はないというところに触れているんです。

しかしながら、日本共産党が、じゃ今の大企業も含めて、金がないかと言えば、それはどの経済誌を見ても、日本の企業には企業内留保、企業内の資産はまだ十分、世界的に見ても、アメリカやヨーロッパと比較しても高い水準で企業が、俗に言う投資する力を持っている。投資することが経済が先行きが不透明なために大企業なり、大企業にかかわらず、企業が持っているお金を投資する側に回れば日本の経済はもっと活性化されるのではないかと、経済が豊かになるのではないかと、そうした分析もなされている。

しかしながら、今後執行部の提案の中に、私は先立っての議会の中でも言っているんですが、ただ単に人事院勧告に基づく給与の改定に準じということだけで、例えば美祢市の、この美祢市のまちの自治体の責任者として、東京や国がよくなったからといって簡単に美祢市の地域経済がよくなるかといえば、なかなかそうはならないと思うんです。ですから、当然私は地域の、地元の大手の企業や中小零細企業、そういった非常に経済が冷え切ったときには地方の回復はもっと遅いんです。そういった点も含めながら提案されることで、より議会も、またMYTを通じて市民の皆さんにも理解がなされるのではないかと、思うんです。ですから、これ所管の委員会が委員長どこいったか。うちですよ。（「総務企業」と呼ぶ者あり）総務企業

です。ですから、所管の委員会ではもっと議論していきたいと思いますので、その点を踏まえての提案をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員、委員会でということによろしいですか。はい。そのほか御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第12号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第19、議案第16号美祢市火災予防条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第16号は、所管の委員会へ付託いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

この間に、議員の皆さんは総務企業委員会と建設観光委員会の開催をお願いいたします。それでは、よろしくお願い申し上げます。

午前10時30分休憩

.....

午後 1時00分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第15、議案第12号美祢市一般職の職員の給与に関する条例及び美祢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正についてと、日程第19、議案第16号美祢市火災予防条例の一部改正についてを一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 安富法明君 登壇〕

総務企業委員長（安富法明君） それでは、総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託されました議案第12号美祢市一般職の職員の給与に関する条例及び美祢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正についてにつきまして、委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果に

つきまして御報告を申し上げます。

執行部より、これは人事院勧告に基づき、国の給与改定に準じまして、国・県その他の類似市町・企業との給与水準等を考慮した上で関係条例の一部を改正するものであります。

その主な内容ですが、給与月額につきましては平均0.1%の引き下げに加えまして、引き下げ相当額を本年の4月分の給与より減額調整を行うものです。

また、12月の期末手当につきましては、0.15カ月、勤勉手当につきましては0.05カ月分、合わせて0.2カ月の減額をし支給するものです。

また、病院事業管理者の期末手当、勤勉手当につきましても、一般職同様に0.2カ月の減額をし、支給をするものですとの説明がありました。

主な質疑について御報告申し上げます。

委員より、人事院勧告に基づき改定するとのことであるが、その勧告に必ずしも従わなければならないのか。なぜ引き下げるのかという詳しい説明が欲しいとの質疑に対し、執行部より、人事院勧告は国の給与ベースに対するもので、必ずしも従わなければならないものではありません。国・県では、人事院が国、県内企業と地域の実情をそれぞれ考慮した上で勧告を行っており、今回引き下げない他の自治体もあります。しかし、美祢市においては人事院がないので、国の人事院勧告を参考にし、美祢市の経済状況等を踏まえて、職員の給与を引き下げることが適当であると判断いたしました。今回、国の人事院勧告に準じた形で改正をしていますとの答弁がございました。

次に、委員より、今のこの件に関する削減の総額は幾らになるのかとの質疑に対し、執行部より、一般会計分の総額で約3,440万円程度、一人当たり平均約9万4,000円程度の減額になります。

また、市長より、減額分については全体の財政状況を精査し、必要な事業や借金の返済等、適切に使用いたしますとの答弁がございました。

さらに委員より、今回の改正は2条、4条については平成23年4月1日から施行で、附則によって平成22年12月期支給の期末手当を減額するという点でいいのかとの質疑に対し、執行部より、平成22年12月期分については附則において減額するという改正ですとの答弁がありました。

その他の質疑については割愛させていただきますが、本議案について意見を求め

るも意見はなく、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決をされました。

以上をもちまして、総務企業委員長報告を終わります。

〔総務企業委員長 安富法明君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はございませんか。岡山議員。

2番（岡山 隆君） 今、総務委員長より委員会報告がありましたけれども、今回人事院勧告で、市としては0.2%の支給を減額ということでなっております。そういった中でいろいろ質疑はされたと思いますけれども、現実は今民主党政権の中にあって、国家公務員の人件費2割削減という民主党政権が打ち出しをしているわけです。そういった中であって、美祢市には民主党系の議員がおるかどうかわからないんですけれども、そういった中で、この国家公務員の人件費2割というたら、今回の合わせて0.2カ月分の支給の減というのはそれ以上ではない、もっと大幅な削減になってくるわけです。それを民主党、今の菅内閣はやると言ったわけですから、それから見たら整合性が非常に合わない。マニフェスト、政策綱領というのは非常に重たいものがあるわけです。それによって国民の皆さんは投票していった経緯というのがあるわけです。そういった面で、今回はそれに全然そぐっていないということが見てとれるわけです。

そういったことで、そういったことも今の現政権、民主党政権でのそういった国家公務員2割削減に併せたこういった人事院勧告になっていない。もっと下げていくべきではないか。そういった声というのはあったんでしょうかどうでしょうか。その辺をお伺いします。

議長（秋山哲朗君） 安富委員長。

総務企業委員長（安富法明君） 今、岡山議員の委員長質疑を受けたわけですが、国会あたりではそういうふうな議論がなされているようにも見ておりますが、本委員会におきましては、そのような議論はございませんでした。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

続いて、建設観光委員長の報告を求めます。建設観光委員長。

〔建設観光委員長 馬屋原眞一君 登壇〕

建設観光委員長（馬屋原眞一君） 只今より、建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託されました議案第16号美祢市火災予防条例の一部改正についてにつきまして、委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、執行部より、これは対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正が行われたことにより、本市においても火を使用する燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準を定める条項に固体酸化物型燃料電池による発電設備を新たに加えるとともに、複合型居住施設用自動火災報知設備を一定の基準に従って設置した住宅については警報器等の設置義務を免除するため、本条例の一部改正をするものですとの説明がありました。

質疑について御報告申し上げます。

委員より、固体酸化物型燃料電池とはどういう機器に使用されておるか、また条例に固体酸化物型燃料電池を加えた理由についてお伺いしたいとの質疑に対し、執行部より、固体酸化物型燃料電池は、燃料電池自動車、家庭用発電設備などへの開発が進んでいます。また、このことによりまして条例の規制に固体酸化物型燃料電池を新しく加えるものですとの答弁がありました。

本議案について意見を求めるも意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、建設委員長報告を終わります。

〔建設観光委員長 馬屋原眞一君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 建設観光委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、建設観光委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

これより議案の討論、採決を行います。

日程第15、議案第12号美祢市一般職の職員の給与に関する条例及び美祢市病

院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 国の人事院勧告では、民間格差が人勤を上回っていますが、山口県の人事院勧告では官民の給与格差が民間のほうが1,387円上回っています。美祢市では、人事委員会がないので実態はつかめないのでありますが、公務員の給与決定は民間の給与水準にされ、美祢市の民間企業やJA等の年末一時金、給与に影響してきます。このことは、物が売れなくなるなど地域の経済をさらに冷え込ませます。このマイナスの負の連鎖を断ち切らなければ地域経済はさらに冷え込むこととなります。美祢市の経済再生のためにも給与引き下げにつながる条例改正には反対をいたします。そして、美祢病院におきましても一生懸命生命を守るといった仕事をしておられます。職員が減らされる中で頑張っておられる公務員の皆さんにも頑張っていたきたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第16号美祢市火災予防条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

この間に会派代表者会議、議員全員協議会、議会運営委員会の開催をお願いいたします。

午後 1 時 1 5 分休憩

.....
午後 1 時 3 5 分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

この際、事務局より、諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

只今机上に配付いたしましたものは、議事日程表（第 1 号の 1）、議員提出議案第 6 号、以上 2 件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） お諮りいたします。日程第 3 0 を日程に追加し、先議いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 3 0 を日程に追加し、先議することに決しました。

日程第 3 0、議員提出議案第 6 号美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。柴崎修一郎議員。

〔柴崎修一郎君 登壇〕

1 3 番（柴崎修一郎君） それでは、議員提出議案第 6 号美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

これは、本日提出するものであり、賛成者は、安富法明議員、山本昌二議員、馬屋原眞一議員であります。

美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 2 0 年美祢市条例第 2 4 1 号）の一部を次のとおり改正するものです。

まず、第 1 条として、平成 2 2 年度 1 2 月期の期末手当に関して、第 4 条ただし書き中「1 0 0 分の 1 5 0」を「1 0 0 分の 1 3 5」に、「1 0 0 分の 1 6 5」を

「100分の150」に改めるものです。

さらに、第2条として、平成23年度以降の6月期、12月期の期末手当に関して、第4条ただし書き中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改めるものです。

附則、この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行するものです。

本議会において期末手当に関して、所要の改正を行うものであります。

以上で提案理由の説明といたします。

議員皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

〔柴崎修一郎君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議員提出議案第6号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議員提出議案第6号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は、委員会付託を省略することに決しました。

これより、議員提出議案第6号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出議案第6号を採決いたします。本議案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は可決

されました。

日程第3、報告第1号から日程第29、議案第26号までのうち、さきに採決した日程第15、議案第12号及び日程第19、議案第16号を除く25件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から、提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日、平成22年第4回美祢市議会定例会に提出しました報告1件、議案26件のうち、さきに採決いただきました議案第12号及び議案第16号を除く報告1件、議案24件について御説明を申し上げます。

報告第1号は、訴えの提起に関する専決処分についてであります。

これは、市営住宅使用者が、ほかに住居を所有することにより市営住宅の入居資格に該当しなくなったことに併せ、家賃を長期にわたり滞納しているため、市営住宅明け渡し請求及び滞納家賃の支払いについて催告を行いましたが履行されませんので、民事訴訟法の規定により、市営住宅明け渡し及び家賃の支払いを求める訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、11月5日に専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案第1号は、平成22年度美祢市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

このたびの補正は、人件費を初め、当面必要とする経費及び事業実施に伴う精算等について補正するものであります。

まず、歳出であります。各費目で共通して計上しております職員人件費につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた職員の給与改定、職員の異動等に伴う人件費の費目間の調整などによるもので、人事院勧告により支給率が0.2カ月減額となりました期末勤勉手当では2,214万8,000円の減額となったものの、職員共済組合負担金の負担率の改定により、職員共済組合負担金が1,659万5,000円増額となった結果などにより、合わせまして、職員等件費総額は319万8,000円の減額となったところであります。

次に、人件費を除いた各費目の主な補正について御説明いたします。

まず、議会費では、議員の期末手当についても、職員に準じての減額及び議員費用弁償の廃止に伴う減額などにより202万5,000円を減額補正いたしてあり

ます。

次に、総務費では、財産管理費で、新年度から、庁舎の一部として使用を予定しております旧山口県美祢農林事務所庁舎敷地の購入費2,540万円を計上いたしております。

なお、建物につきましては県から無償譲渡を受けることとしており、これに併せまして、同施設の改修工事費などとして650万円を計上いたしております。

また、寄附者数の増加により、ふるさと美祢応援寄附金事業費に175万1,000円を計上するとともに、将来の財政の健全な運営に資するため、減債基金に6,581万8,000円を、庁舎等整備基金へ5,000万円を積み立てることとしております。

選挙費では、本年7月に執行の参議院議員選挙費の精算として224万3,000円を減額補正いたすなど、総務費総額で1億5,418万6,000円を追加計上いたしております。

次に、民生費では、住宅手当緊急特別措置事業での離職者を対象とした住宅手当扶助費につきましては、対象者の減による887万5,000円の減額、医療費の増加に伴う福祉医療助成事業費1,987万5,000円の増額、生活保護受給者の増による生活保護扶助経費4,220万9,000円の増額、また、本年7月15日に発生をした豪雨災害に係る災害救助事業では、国制度の適用となったことにより被災者更生援護扶助費6,600万円の減額、災害状況の変更等による市被災者復興支援扶助費378万円の増額を、貸し付け申し込み終了に伴う実績で災害援護資金貸付金1,800万円の減額などにより、民生費総額では1,105万5,000円を減額補正いたしております。

次に、衛生費では、予防費において国の補助事業を活用した子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの無料接種費用として395万3,000円を計上するなど、衛生費総額で485万3,000円を追加計上いたしております。

次に、農林費では、農業委員会費において補助事業の対象外となったことに伴う電算システム導入及び保守委託料647万円の減額、農地費では、江の河原地区圃場整備事業に係る埋蔵文化財の事前調査経費として98万7,000円を、林業費では、対象面積の増による森林整備地域活動支援交付金93万4,000円を追加

計上するなど、農林費総額では442万8,000円を減額補正いたしております。

次に、商工費では、県の緊急雇用創出事業補助金を活用した事業として、商工振興費において商業現況調査事業160万円を、観光費で大正洞・景清洞周辺道路沿線環境整備35万7,000円をそれぞれ追加計上いたしております。

次に、土木費では、地籍調査費において費目の組み替えを行っております。

次に、教育費では、小学校費のやまぐち学校教育支援員活用促進事業において、県の支援員配置枠の減による235万円の減額、中学校費のやまぐち学校教育支援員活用促進事業において、県の直接事業となったことによる569万1,000円の減額、学校施設整備費では、本年度竣工予定の大嶺中・秋芳北中屋内運動場に備えつける備品の購入及び竣工式経費として1,083万6,000円の追加、文化財保護費では、長登銅山跡史跡等買い上げ事業において、国庫補助事業による土地購入の追加が認められたことによる88万7,000円の追加など、合わせまして教育費総額では368万2,000円を追加計上いたしております。

次に、災害復旧費では、応急災害工事費や倒木残土処理工事費等の増加及び本年度の補助採択の増加等により3億7,730万3,000円を追加計上いたしております。

以上が歳出につきましての主な補正内容であります。

一方、歳入につきましては、国・県支出金、市債、分担金や寄附金の一部など特定財源として2億5,985万8,000円を充当し、繰越金や寄附金など5億7,141万7,000円のうち2億6,141万7,000円を一般財源として充当した結果、財政調整基金等の基金繰入金3億1,000万円を減額補正するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、今回の歳入歳出補正額5億2,127万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189億8,630万3,000円とするものであります。

次に、地方債の補正では、地方債の限度額の変更を行うもので、災害援護資金貸付事業債におきましては1,800万円の減額、土木施設補助災害復旧事業債では9,450万円の増額変更を行うものであります。

議案第2号は、平成22年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

このたびの補正は、まず、歳出では、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う調整として507万7,000円を減額補正いたしております。

次に、一般管理費において、平成23年度より山口県国民健康保険団体連合会でレセプト審査支払い等最適化システムが稼働予定であり、これに対応するための国保電算システム改修費用249万9,000円を、一般被保険者高額療養費では、増加傾向にあります高額療養費4,834万1,000円を、そのほか確定に伴います共同事業拠出金や前年度の精算による国・県負担金の返還金などを追加計上するとともに、今後の医療費の増嵩に備え、予備費に7,179万8,000円を追加計上するものであります。

一方、歳入につきましては、国・県支出金及び共同事業交付金の特定財源として5,562万9,000円を充当するとともに、一般会計からの繰入金257万8,000円を減額し、繰越金9,980万4,000円を充当するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、今回の歳入歳出補正額1億5,285万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億451万3,000円とするものであります。

議案第3号は、平成22年度美祢市観光事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

このたびの補正は、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う調整として768万4,000円を減額補正するとともに、観光客減少による収入減等に伴い、秋吉台家族旅行村指定管理委託料1,150万円を追加計上し、また、決算見込みによる消費税及び地方消費税150万円を減額補正するとともに、財源調整として予備費231万6,000円を減額補正するものであります。

以上により、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億969万9,000円とするものであります。

議案第4号は、平成22年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

このたびの補正は、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う調整として、41万8,000円を増額補正するとともに、財源調整として予備費を同額の41万8,000円減額補正するものであります。

以上により、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,209万9,000円

とするものであります。

議案第5号は、平成22年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

このたびの補正は、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う調整として、70万8,000円を減額補正するとともに、財源調整として予備費を同額の70万8,000円増額補正するものであります。

以上により、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,392万7,000円とするものであります。

議案第6号は、平成22年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

このたびの補正は、歳出では、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う調整として、一般管理費で70万8,000円を減額、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で21万4,000円を追加計上いたしております。

また、前年度の精算の結果、超過交付となりました介護予防実態調査分析支援事業国庫支出金の返還金20万4,000円を、予備費に4,043万9,000円をそれぞれ追加計上するものであります。

一方、歳入につきましては、一般会計からの繰入金49万4,000円を減額し、繰越金4,064万3,000円を充当するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に今回の歳入歳出補正額4,014万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,440万2,000円とするものであります。

議案第7号は、平成22年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

このたびの補正は、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う調整として、135万2,000円を減額補正するとともに、財源調整として予備費を同額の135万2,000円増額補正するものであります。

以上により、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,415万8,000円とするものであります。

議案第8号は、平成22年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

このたびの補正は、歳出では、平成21年度の後期高齢者医療保険料及び延滞金の精算金として後期高齢者医療広域連合へ支払う納付金456万4,000円を、後期高齢者医療保険料の過誤納還付金40万1,000円を追加計上し、歳入につきましては繰越金496万5,000円を充当するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に今回の歳入歳出補正額496万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,297万3,000円とするものであります。

議案第9号は、平成22年度美祢市水道事業会計補正予算(第2号)についてであります。

このたびの補正は、人事異動及び人事院勧告実施に伴う人件費の調整、水道施設の修繕に係る経費、さらに本年7月15日に発生をした規模の豪雨等の災害の対応のための水道施設整備経費が主なものであります。

まず、収益的収支につきましては、支出として、上水道事業費の配水及び給水費を330万9,000円、総係費を21万2,000円それぞれ増額し、簡易水道事業費では営業費用を801万3,000円増額し、支出総額を3億9,873万8,000円とするものであります。

この結果、収益的収支は、予定損益計算書に示してありますように、当年度純損失1,312万3,000円となる見込みであります。

次に、資本的収支につきましては、収入として、企業債を1億7,850万円増額し、収入総額を2億5,636万8,000円とし、一方、支出として、建設改良費を1億9,594万円増額し、支出総額を4億9,197万1,000円とするものであります。

この結果、資本的収入額は、資本的支出額に対し不足する額2億3,560万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,810万7,000円及び過年度分損益勘定留保資金2億1,744万6,000円で補てんするものであります。

議案第10号は、平成22年度美祢市公共下水道事業会計補正予算(第1号)についてであります。

このたびの補正は、人事異動及び人事院勧告実施に伴う人件費の調整であります。まず、収益的収支につきましては、支出として営業費用を368万1,000円

減額し、支出総額を4億6,661万5,000円とするものであります。

この結果、収益的収支は、予定損益計算書に示してありますように、当年度純利益2,397万6,000円となる見込みであります。

次に、資本的収支につきましては、支出として建設改良費を27万2,000円増額し、支出総額を5億1,600万7,000円とするものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,113万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額282万2,000円及び損益勘定留保資金1億7,831万2,000円で補てんするものであります。

議案第11号は、美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、加入促進による市全域の情報一元化を図るため、減額措置期間をさらに6カ月延長し、平成23年6月30日までとするため、所要の改正をするものであります。

なお、加入促進期間の加入分担金につきましては、これまで同様5万円から2万7,300円に減額するものであります。

本件に関しまして、去る9月議会におきまして、県外のテレビ局の番組をケーブルテレビで放送する、いわゆる区域外再送信の問題が一部未解決であるため、秋芳地域でのケーブルテレビ開局は困難な状況であると御説明させていただいたところであります。

本市といたしましても、サービスを提供する山口ケーブルビジョン株式会社に対し、一刻も早く解決していただきたいと切望しておりますが、このことは全県的な問題でありますことから、8月26日に開催をされました山口県市長会において、山口ケーブルビジョン株式会社のサービスエリアであります山口市、防府市、宇部市、そして本市の4市で「地上デジタル放送施行に伴うケーブルテレビの受信環境について」という共同提案をいたし、全会一致で可決され、中国市長会を通じ総務大臣への提出がなされております。

さらに、山口県9月議会におかれましても、やはり全県的に極めて厳しい問題としてとらえられており、地上デジタルテレビ放送移行に伴う有線テレビジョン放送の視聴環境に関する意見書が8名の県会議員の方々より提出され、全会一致で可決

された後、すぐさま総務大臣へ提出されております。

いずれも市民の利益を守る立場に立って、区域外再送信問題の早期解決を国に要望した内容であります。

また、その間にも、本市では、6月と9月に秋芳地域の区長並びに共聴施設代表者の皆様に対し、本件に対する説明会を開催し、区域外再送信問題に関する状況や、開局するまでの間、共聴施設の維持管理に関する経費を山口ケーブルビジョン株式会社が負担されることなどを説明し、御理解をいただいたところであります。

また、10月25日には、山口ケーブルビジョン株式会社の齋藤社長に対しまして、区域外再送信を可能にする法的手段であります総務大臣裁定を申請されるよう強く要請を行い、間もなく総務大臣に対し裁定の申請をされると聞いております。

秋芳地域の皆様には、引き続き御心配をおかけをしまことに申しわけございませんが、何とぞ御理解の上、御協力のほどお願いを申し上げます。

議案第13号は、美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

現在、老朽化した伊佐町河原地区の河原睦会館を解体し、新たに地域コミュニティ施設を建設しておりますが、本施設の設置及び管理を行うにあたり必要な事項を定めることを目的として、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、新たに条例を制定するものであります。

議案第14号は、美祢市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るため、新たに厚保児童クラブを西厚保町、厚保小学校内に設置するものであります。

なお、この条例は、平成23年4月1日から施行するものであります。

議案第15号は、美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、美祢市病院事業管理者が法令上の必要な措置を講じてもなお徴収の見込みがない債権、すなわち診療に係る使用料等に対する権利を放棄することができる基準の設定を整備するものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日とするものであります。

議案第17号は、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に
ついてであります。

これは平成23年4月1日より、山口県市町総合事務組合で共同処理する交通災
害共済事務について、萩市を加えるため、地方自治法第290条第1項の規定によ
り、規約の一部を変更することについて市議会の議決を求めるものであります。

議案第18号は、美祢市へき地保育所の指定管理者の指定についてであります。

現在、美祢市立豊田前保育園の指定管理者として、紫光会を指定しておりますが、
平成23年3月31日をもって指定期間が満了となります。つきましては、平成
23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間、紫光会を指定管理者とし
て再指定いたしたいので、地方自治法244条の2第6項の規定に基づき市議会の
議決を求めるものであります。

議案第19号は、美祢市心身障害児（者）福祉施設の指定管理者の指定について
であります。

現在、美祢市地域活動支援センターあじさいの指定管理者として、社会福祉法人
美祢市社会福祉協議会を指定しておりますが、平成23年3月31日をもって指定期
間が満了となります。つきましては、平成23年4月1日から平成26年3月
31日までの3年間、社会福祉法人美祢市社会福祉協議会を指定管理者として再指
定いたしたいので、地方自治法244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を
求めるものであります。

議案第20号は、美祢市廃棄物処理施設の指定管理者の指定についてであります。

現在、美祢市リサイクルセンター・美祢市一般廃棄物最終処分場の指定管理者と
して、有限会社美祢環境クリーンを指定しておりますが、平成23年3月31日をも
って指定期間が満了いたします。つきましては、平成23年4月1日から平成
26年3月31日までの3年間、有限会社美祢環境クリーンを指定管理者として再
指定いたしたいので、地方自治法244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決
を求めるものであります。

議案第21号は、美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの指定管理者の指定
についてであります。

これは美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの指定管理者として、秋芳八代
ぬくもりの里を指定しているところでありますが、平成23年3月31日をもって

指定期間が満了となります。つきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間、秋芳八代ぬくもりの里を再指定いたしたいので、地方自治法244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を求めるものであります。

議案第22号は、美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定についてであります。

現在、道の駅おふくの指定管理者として、美祢観光開発株式会社を指定しておりますが、平成23年3月31日をもって指定期間が満了となります。

本施設の管理運営には、供用開始当初から当施設の管理運営を目的に設置をされた美祢観光開発株式会社の管理運営能力は必要不可欠と考えております。

つきましては、美祢観光開発株式会社を公募によらない指定管理者として、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間再指定したいので、地方自治法244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を求めるものであります。

議案第23号は、美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定についてであります。

道の駅みとうは、平成10年にオープンし、施設使用希望者を公募しテナント方式により現在まで運営しているところであり、また同じ敷地内の都市と農村交流の館についても同様にテナント方式により運営するとともに、道の駅の案内人としての管理者を設置しているところであります。

交流拠点都市・観光立市を目指す本市といたしましては、平成23年5月に、地域高規格道路小郡萩道路が絵堂インターチェンジまで開通することを契機に、道の駅みとうを、美祢市の東の玄関口と位置づけ、道の駅の本来持つ情報発信の場、また交流拠点の場としての機能を強化し、地域の活性化、観光振興を推進するため、両施設を一体的に管理運営をする指定管理者制度を導入するものであります。

指定管理者を公募したところ、2社からの申請書の提出があり、審査の結果、道の駅みとうふるさと発展協議会を指定管理者とすることが適当と認めますので、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を求めるものであります。

議案第24号は、美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定についてであります。

現在、両施設の指定管理者として企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団を指定し

ておりますが、平成23年3月31日をもって指定期間が満了となります。

指定管理者を公募したところ、現在の指定管理者である企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団1社からの申請書の提出があり、審査の結果、適当と認めますので、同申請者を平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間、指定管理者として再指定することについて、地方自治法244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を求めるものであります。

議案第25号は、美祢市秋芳シルバーワークプラザの指定管理者の指定についてであります。

現在、当施設の指定管理者として社団法人美祢市シルバー人材センターを指定しておりますが、平成23年3月31日をもって指定期間が満了となります。つきましては、当施設の性質・目的から、高齢者の社会参加等専門的な知識を有している社団法人美祢市シルバー人材センターを公募によらない指定管理者として、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間、再指定いたしたいので、地方自治法244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を求めるものであります。

議案第26号は、美祢市都市公園の指定管理者の指定についてであります。

現在、秋吉台国際芸術村にある美祢市都市公園の管理について、これまで指定管理者として財団法人山口県文化振興財団を指定しておりますが、平成23年3月31日をもって指定期間が満了となります。

当該都市公園は、県有施設である秋吉台国際芸術村と一体的な管理を行うことが効率的かつ有益であることから、山口県が公募により指定管理者として選定した財団法人山口県文化振興財団を美祢市においても、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、指定管理者として再指定いたしたいので、地方自治法244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を求めるものであります。

以上、提出をいたしました報告1件、議案24件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより、議案の質疑に入ります。

日程第3、報告第1号訴えの提起に関する専決処分についての質疑を行います。質疑はありませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） この入居者の家賃の滞納と、それから二重の住居を持っているという理由で訴訟を起こすと。この訴訟の手續の具体的な手だてを若干説明してもらえんですか。

議長（秋山哲朗君） 伊藤建設経済部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 南口議員の御質問にお答えします。

この相手方とは、平成16年から滞納が発生しておりまして、これまでの間で家賃を入れられたり、その間、督促等は当然しておりますが、電話等で対応してきたところがございますが、相手方が議案のほうの報告の裏面がございますが、九州の熊本ということで、若干電話等での通達が難しいところございましたが、こちらに帰られるたびに調整していたところがございます。

これまで、今までの法的な事務処理としましては、当然、督促をしております。その後、催告書、警告、その都度ある程度の滞納をいたしての対応をされて、最終通知書を近々に出しまして、その辺で向こうからの対応がないということで、今回、条件つき使用許可取り消し通知書等を送付しまして、全くのあれがないということで、やむを得ず今回の専決としてやらせていただいておりますが、訴訟の提起に至った経緯でございます。

簡単ですが、以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 行政が住民に訴訟を起こす場合、特に税の取り立て、それから、当然市営住宅の公共住宅に対する入居者の家賃の不払い。行政が住民に対して訴訟を起こす場合は、簡単な言い方をすると、相当悪質だという定義がある面必要だろうと思うんです。

ところが、訴えの相手方というのは熊本県荒尾市になっているんですけど、住民票の現住所が熊本県荒尾市になっているんですか、既に。

議長（秋山哲朗君） 伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 提出されて、既になっております。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） そこをふと疑問に思うんですけど、市営住宅の入居者が住民票を異動するときには市の窓口で、市民課で手続をせにゃいけんのいね。じゃから、市営住宅が何住宅であろうか、それから16年からとすると合併する前の話

いね。合併する前から既に住民票を市営住宅からよそに移すというときに、その入居者が市営住宅を出ていくということで、窓口は市民課なんですけど、当然税金の滞納とか、それから家賃の滞納とか、住宅管理課も含めて、結局知らん間にいつの間にやら出ていっちゃったが、残った市営住宅を物置がわりに使いよったか、もしくは全く関係ない人を入居させちゃったかとかということも含めて、チェックすることがその時点でできなかったということなんですか。

議長（秋山哲朗君） 伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 大変長期で、原課として市営住宅の使い方等でそういう市民課との調整等も滞っているということは十分反省しております。（発言する者あり）それで、いずれにしても定期的に帰られているということが現実的にはございました。家賃も16年からですけど、50カ月ちょっとの滞納になっているわけですが、定期的に帰られてこちらに帰るといふ御意向も聞いておったり、いろいろした次第でありますけど、さすがに先ほど言いましたとおり、向こうにある程度長期にわたりされておりますし、もう悪質であるということで、今回訴訟に踏み切ったという経緯がございます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） これ専決処分ですから、よそのどこか鹿児島の方のような市の専決処分じゃ全く資質が違うので意見として聞いておいてほしいんですけど、例えばもう昭和43年に炭鉱閉山とともに社宅がっぱいつぶされると。その中で受け皿として、美祢市の場合は特に市営住宅と併せながら公共の、当時の雇用促進事業団が雇用促進アパートを建てるとか、住宅を建てるとかいろんな住宅の措置をとって、地元になんか残っていただきたい。それに併せて曾根の工業団地も含めて企業誘致を取り組んできたんです。

中には、例えば市営住宅をきちんと借りているが、仕事がないから、この近辺にある湯本のほうに住み込みで働きよると。その女性がたまにアパートに帰ってきているのを空き家として苦情が役所に来ることがあるということも私自身がそういう苦情を受けて調べに行くと、ああ、日ごろおらんが、荷物置き場になっていると。しかし、よく調べてみれば炭鉱の閉山とともにこの住宅に入って、御主人がさきに亡くなられて、やむを得ず地元で仕事がないから湯本のほうに出稼ぎで住み込みで働きよると。じゃけど、住民票も主たる住居はここにあるんだと。こういうのを何

度が調べてそういう問題を経験しているんです。

ところが、この方の場合は、住民票の異動がかなり以前になされておったというような感じなんです。そうすると、今後の問題として、税の徴収も含めて、厳しくひどくやれと言ってるんじゃない。規則正しくきちんとやるべき措置として宿題が残されるんじゃないかと思いますので、建設課だけの責任じゃないと思うんです。やっぱり公営住宅とのかかわり合いで、住民票が移される場合は市民課窓口にするならば、当然連携した形できちんとした、個人情報もきちんと保護するんですよ。個人情報はきちんと保護しながら、連携した形での措置をとれるようになれば、このような問題は起きなくて済むんじゃないかというのを意見として添えておきたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。安富議員。

22番（安富法明君） 最初にちょっと議長にお聞きをするんですが、今、市長の提案理由の説明を受けたわけですが、ここで質疑が入りました。予算説明書による説明というのはもう本会議における説明はこの後はないですか。

議長（秋山哲朗君） この予算についてということですか。各常任委員会……。

22番（安富法明君） 質疑の間合いをちょっと考えておるんですが、もうあと詳細なもう説明がなければ今しておかないと機会がないということですね、本会議における質疑の必要はないということですから。

議長（秋山哲朗君） だから、これは今、専決処分ですから、今から一つずついきますから。

22番（安富法明君） 済みません。一つ一つ出ますね。

議長（秋山哲朗君） 今から行きます。

22番（安富法明君） はい、わかりました。

議長（秋山哲朗君） 今の報告第1号についての質疑ですから。いいですか。報告第1号についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第1号を終わります。

日程第4、議案第1号平成22年度美祢市一般会計補正予算（第6号）の質疑を

行います。質疑はありませんか。岡山議員。

2番（岡山 隆君） 平成22年度の美祿市一般会計補正ですけれども、この中で衛生費、保健衛生費で予防経費として395万3,000円（発言する者あり）ごめんなさい、ページは132、33。委託料として。これは市長のほうからも議案の説明があったわけでありましてけれども、子宮頸がんワクチン、そして小児用肺炎球菌、そしてもう一点はヒブワクチンの3種接種のこととっております。

それで、今回、これから見ると、県の支出金が197万6,000円、そして一般財源が197万7,000円ということで、私が聞いている中では、国の補助金として率が2分の1、そして市が2分の1で、今回公費助成をしていくということ聞いておりますけれども、県から支出金ということでちょっと出ておりますので、この辺が国との関係がどうなのか。ちょっとこの辺について詳しく説明していただきたいということで、今後3種混合ワクチンのその対象者となる人数は一体何人程度なのか。いずれにしても今後各教育民生で突っ込んだ対応がされると思っておりますけれども、この2点だけまずお聞きしておきたいと思っております。

議長（秋山哲朗君） 古屋市民福祉部次長。

市民福祉部次長（古屋勝美君） 岡山議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

議案の第1号の美祿市の一般会計補正予算書の132、33でございますね。その33のほうの13の委託料のほうに395万3,000円という金額が載っております。これは、ちょっと御説明いたしますと、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金というふうな事業名になっております。それで、国がこれの費用の2分の1を県のほうに基金として2年間繰り出すということ聞いております。それで、この事業に取り組んだ市町村に対して県が補助すると。それで、市町村が2分の1というふうなことで実施しております。

それで、先ほどの人数等ですが、子宮頸がんワクチンについては、対象者が中学の1年から高校1年の女子ということで、平成22年度の対象者が491名となっております。これは3回接種ということになっておりまして、それからヒブワクチン、それから小児用の肺炎球菌のワクチン、これは生後2カ月から4歳までということで、それぞれ接種回数、年齢によってちょっとあるんですけれども、全部で見ますと856人ですか、それほど今平成22年では対象者がおります。これらについては、今後100%を目指して接種していくというふうなことになるかと

いうふうに思っております。平成22年度ですから、来年の1月から接種に取りかかるというふうなことの予定としております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） よく、今大体説明がわかりました。それで、今後、国から2分の1、自治体としては2分の1ということでありましたけれども、よりこれを、市の負担を削減するために、国が2分の1、そして県が4分の1出して、そして市は4分の1になっていくと。市の、自治体の負担を軽減するという、そういった方向性というのは何か情報とか聞いておりますでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 古屋次長。

市民福祉部次長（古屋勝美君） 現時点ではそういう情報は聞いておりません。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第1号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第5、議案第2号平成22年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第2号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第6、議案第3号平成22年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。山中議員。

7番（山中佳子君） 観光事業特別会計39になります。一般管理費で指定管理委託料1,150万円というのがありますが、これまで指定管理料の指定期間内における補正要求というものは、27あると思いますが指定管理の施設において出されたことはなく、美祢市指定管理者制度導入に係るガイドラインによると、指定管理者から四半期ごとに提出される中間報告書等により、所管課は必要な指示を行うと謳われています。21年度における家族旅行村の全員協議会で説明がありましたが、536万3,235円の赤字に対して、市としてはどのような指導をされてきたのか。

また、今回の補正の額1,150万円については精査されたようですが、どのような適切な精査がなされているのか。今回の赤字が市民からいただいた税金を使った補てんの対象になるのか、議会としても十分検討する必要があるのではないかと思います。

そこで、資料の請求を要求したいと思います。まず、美祢市と中高年雇用福祉事業団との間の家族旅行村の指定管理に関する協定書、それから平成19年度と20年度の収支報告書、平成22年度の事業計画書及び収支予算書、平成19年度から21年度までの家族旅行村の利用状況の推移のわかる比較資料、それから市と指定管理者の間で交わされているリスク分担表があれば提出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 山本総合観光部長。

総合観光部長（山本 勉君） 今、山中議員のほうから資料の提出の依頼がありました。それでは、資料についてはこれからちょっと資料を準備をいたしまして配付をしたいと考えております。

議長（秋山哲朗君） ちょっと待ってください。そのほか、この件につきまして関連の質問が、ちょっと河本議員。

10番（河本芳久君） それじゃ、まず最初に、当然これは建設観光委員会に付託されるものであろうから、十分そこで、今山中議員の要求された資料等をもとに審査されるものと思いますが、それに先立って、私2点ほどお尋ねしたいと思います。一応、追加補正予算として1,150万円、その補正額の根拠と言いますか、これはこれまでの損失か、それとも22年度の決算を見込んでの損失も含まれたものであるかどうか、この点をひとつ、損失補てんに関する質問。

それから、今、山中議員も申されたように、リスク分担、当然料金等を徴収し、観光収入等の減少に伴って指定管理がうまくいかないと、こういったことの問題点が当然出てくると思います。そのときに、今、第2次改定版のガイドライン、指定管理にかかわるガイドライン、21年9月に制定されておりますが、リスク分担表をいろいろ検討して今見たところ、やはり市の、委託者の責任において処理しなくちゃならないもの。それから受託した団体、個人等が責任を持って処理しなくちゃならない。そういうリスク一覧表が載っておりますけれども、収益の減少がイコール市の責任としての損失補てんに該当するかどうか、この辺ようわかりません。こ

それはやはりこの1件だけじゃなくて、いろいろのこれから指定管理をする中でそういった問題は浮上してくるものと思います。この2件について、委員会付託されればそういう疑問点に対する質問する機会がございませんので、ひとつこの場でお答え願いたい。

以上です。

議長（秋山哲朗君） まず、総合観光部長の山本部長のほうで答えられる範囲内で、今の件で。例えば、今の補正の根拠とか22年の損失かどうかということの質問があったと思うんですが、答えられる範囲内でいいんですけども。

総合観光部長（山本 勉君） 先ほど、資料の請求がありましたので、これについては配付を後ほどしたいというふうに考えております。それを見て、本来であれば説明するのが一番わかりやすいかと思っておりますけれども、今回の1,150万の大きな要因は、まず利用者の減、これが一番大きな要因になっております。また、それは資料を見て御説明なりをしたらというふうに思っております。

それに伴いまして、もう一点は、人件費の問題があります。今回はその2点が1,100万の大きな根拠であります。

それと、22年度に決算による補てんかということですが、9月までの分については実績がもう既に出しておりますので、実績をもとにしております。それから、それ以降の来年の3月までの分については見込みの分で予想を立てて、その不足額を補正をしております。

議長（秋山哲朗君） 山本部長、もしも資料が、今指摘されておりますので、資料が整って説明したほうがよければ、本会議場ですので、間違っただけを言われると大変になりますので、もしも資料が出せたときに説明すると言われれば、それで結構だと思いますので。

総合観光部長（山本 勉君） はい。それでは、資料に基づいてまた御説明を申し上げたいと思います。

議長（秋山哲朗君） これにつきまして関連であれば、安富議員。

22番（安富法明君） 今、2名の議員から既に質疑が出たわけですが、まず2点お伺いをします。

この議案第3号です。指定管理料の1,150万円の増額予算についてですが、事業計画の変更なり指定管理料の変更に当たり、どのような規定、我々に今お示し

いただいておりますのは、わかり得るものは条例、あと施行規則、ガイドラインが示されております。どういうふうな規則なり規定によってこれを見直しをされようとしているのかということ、大体わからんでもないんですが、お答えをいただきたいというふうに思います。

それと、当初予算に対して先ほども意見がありました、当初2,800万の指定管理料です。これで、全協で一応観光部のほうから、事前に変更計画書なるものが出されて、それによると、当初市が示したそれなりの積算根拠があったと思うんですが、金額と収入支出それぞれ比べてみたときに、収入面における減額と言いますか、マイナス要因が1,140万ぐらいあります。支出面での差異が67万ですが、とにかく収入にかかわる部分が非常にマイナス、減額要因が、要するに予算は増額になるわけですが、その要因となったものが非常に大きいということなんですが、十分協議されたのかどうかということです。今、資料説明が既に何件か出ておりますが、それにかかわる当然質疑をしていると思っております。何に基づいて今回の補正をされようとしているかということ。

議長（秋山哲朗君） 山本部長。

総合観光部長（山本 勉君） 今回の補正は何を根拠に見直されているかという安富議員の御質問ですけれども、これにつきましては、市と企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団との間で秋吉台家族旅行村の管理運営に関する協定と、これを締結しております。

その締結書の第15条に、委託料の変更を謳っております。それをちょっと読みますと、甲 これは美祢市になるわけですが または乙は、物価の変動その他予測できなかった事情等により、当初の委託料が適当でないとき、相手方に対して書面をもって委託料の変更を求めることができるとなっております。これに基づきまして、この10月22日に指定管理者のほうから変更申請書が提出されておるということでありまして、これを今回根拠にしまして、指定管理料の補正を一つはお願いをするものでございます。

それから、事業計画の変更が当事者間で十分協議されているかということです。この旅行村から提出されました計画変更につきましては、これは事業団と市とで十分協議を行って、精査もしております。また、先般も全協の中でも御説明いたしましたが、観光総務課の定期監査の一環としまして21年度の家族旅行村の監査が実

施されまして、収支の内訳等について修正を要する指摘を監査委員から受けまして、これらの修正が行われましたけれども、これに関連をしまして、22年度の事業についても検証が行われました。結果として、監査委員からも市に対して、今年度多額の資金不足が見込まれるということから、その対応について十分協議をする旨の指摘があったことです。そのことなどを受けて十分協議は行っております。

議長（秋山哲朗君） 山本部長それぐらいでいいですか。そのほか（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）

22番（安富法明君） 資料の請求も当然なんですが、結局、一番恐らく議論となる点は、今回の増額補正にかかわる評価をどういうふうにするか。先ほど河本議員のほうから出ておりましたようなリスクの分担、あるいは承認してあるものがあるわけですが、過年度分の事業報告、それから毎年度の評価書、それから、基本的にまず、もう付託が議会運営委員会で決まっております、委員会付託が決まっております。

委員会付託をされれば非常に委員会としても、これは余計なお世話かもしれませんが、厳しい議論がなされるだろうというふうに判断も非常に複雑と言いますか、難しいものになってくるだろうということを私は予想しております。ですから、この本会議においていかに全員の議論を、あと説明書と言いますか、提出された書類を見ながら議論ができるのかどうかという課題が一つあります。またやられるかどうかということ。これは議長の裁量と言いますか、お考えもいろいろあるだろうというふうに思いますが。

それともう一点、かねてより、この指定管理者制度の問題点というのを私何度か、複数回にわたって指摘をし、申し上げてきたと思うんです。法的にはこの指定管理者制度の改正によって行政事務の効率化と言いますか、あるいは民間活力の導入というのがあって行政コストも下げますよと、双方にいい方向でということで法律の改正が平成15年になってきたということなんです。それ二巡目になります。もう、大体3年3年でいけば、二巡とかそれ以上になるものがあるかもしれませんが、そういうことになります。

こちらで、この制度に対する問題点がどこにあるのかということを中心に議論する時期だろうというふうに思っております。ですから、法的にいう自治体が行う、これは先ほど部長のほうからも説明の中にありましたように、協定書になっており

ます。協定書を交わし、この制度は、要するに契約行為とは違うんだと、行政処分だということなんです。ですから、この行政処分によって交わされたこの協定書に、じゃ一方的に出されたというふうな受け取り方もできんことはないんですが、協議の上そういうことで。

そうすると、市がこの事業を営むに当たって、指定管理者をする上において、この出された変更計画を認めない、全く認めないとかっていうふうな契約行為のようにもう一旦した契約の範囲の中でおやりなさいよということは、私は言えないだろうというふうに思っております。ですから、一つ制度の中に市長も前回だったと思いますが、公民館や児童クラブのようなただ箱物の管理委託をする場合と、やはりちょっと分けて考えんと問題点はこの中にあるということは、答弁されたというふうに記憶をしております。

ですから、今回、我々とすれば、金額の問題もさることながら、この制度として、この制度をもう少し、市民に対してもあるいは議会の共通理解を得る上でもきちんとしたものには私はするべきだろう。議論の余地はこの辺に多分にある。制度上、これ以上詰められないような制度じゃ困るんです。それかといって条例で、これはもう地方自治について憲法はもう、法を超える条例は、法の範囲の中で条例をつくりなさいとこういうふうになっていますから、条例で、じゃこれを契約行為の一部するというようなこともなかなか難しいだろうというふうに思うわけです。

ですから、その結果として、市側にとっても、あるいはこの指定管理を受けたほうも両方プラスになり、市の活性化、まちの活性化が図れるということが大前提でしょうから、私はぜひこの辺を今回、併せてやられることが、皆さんのお考えもあるでしょうけれども、私はこの議案に賛成できるかどうかの境目かなというふうに思っております。

さらにもう一つ、次に、議案20号というのは、ちょっと済みません、範囲を超えますが、これも道の駅の話なんです、同じようなことを感じるわけです。ですから、これも今の中でどれだけ議論がしてあるか、協議が詰めてあるかというふうなことから始まって、またこれと同じような予算上の問題点も生じる可能性も多分にあると思っております。ですから、収益事業を営むような施設に対する指定管理者制度をやはり二通り用意するといえますか、今のガイドラインの中でもここここを使ってこの協定はするよとかというのをもうちょっと明確に、それと議

会に対する報告をきちんとしていただくというふうな公平性図っていただく、担保できるような制度にひとつどうしてもこの際、していきたい。執行部におかれてもそういうつもりでお願いしたいということを思っておりますので、併せてその辺のことを議長に計らっていただきたい。

議長（秋山哲朗君） 資料の請求と別にこの制度のあり方が今安富議員のほうから問われておると思うんです。今後の美祢市の指定管理のあり方が問われていると思うんですが、その辺の考え方、部長のほうで答えられる範囲内で。村田市長。

市長（村田弘司君） 今、安富議員が最後におっしゃったことにつきましては、非常に高い視点からの御指摘、御質問だろうというふうに思っています。私も市の長として非常に重い問題であろうというふうに思っています。

この指定管理者制度ができたそもそもは、設定が公の施設という感覚です。ですから、収益的なものを当初ほぼ想定しなかったということで、箱物をお貸しをすることを行政が主導してやるよりも民間の活力を利用したほうがコストが安くサービスが上がるんじゃないかというような発想が初めです。

現実的にこれが出発してやってみてみると、例えばおふくの道の駅のように、ほぼそこで商売ができる状態のものを指定管理している。そして、きょうMYTがとっておられますけれども、ラインがあって、放送網も、これ全部公の施設と考えます。これを指定管理です。そして、今回この議題に上がっている秋吉台家族旅行村につきましては、旧秋芳町の段階でこれ設置をされたものですが、当初からも赤字が当たり前という状態で当時の財団に委託をされたという経緯があります。だから毎年3,000万円程度の赤字が出るということがもう想定をされて、それで動いてきた経緯があります。それを今指定管理でやっていただいているということですので、本来的には初めの出発からするといろんなケースがあるということで、現実には合ってきてない部分がたくさんあります。ですから、これをどう考えてやっていくかというのが大きな課題だろうと思っております。

今回、この議案を、今今回の秋吉台家族旅行村の議案お出しをして、そのことがこの議会の中でも議論していただけると私もありがたいなというふうに思っております。私もいろんな思いがあるんですが、私の思いだけですとんとやってしまうのもやはり問題があるというふうに思っておりますので、いろんな御議論をちょうだいをして、その中で私もお話をさせていただきたいというふうに。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） ここで、それぞれ3人の方から資料の請求が出ておりますので、そのほかに資料の請求、今までの議員の皆様から言われた以外の資料の請求がある方おられますか。いいですか。はいどうぞ。竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 資料をいただいて、この本会議場でいろんな議論を深めるというのは、先ほど安富議員からも話がありましたが、いわゆるみとう道の駅、これもちょっと話が飛ぶんですが、収入はゼロ、なしって書いてあります。収入なし、ゼロで事務局とか消費税だとかそういう話がどこまでどうなっているかもわかりませんし、それから監査の立場から申し上げまして、今回、平成21年度の実績を監査させていただきました。ところが、貸借対照表までは要求をしておりません、この指定管理者制度においては。そうしますと、未収、未払いが全くわかっていない。期間計算に直して前回全協の中で、期間計算に直して監査させていただきましたという御報告を申し上げたと思います。

そこで、我々監査委員も、期間計算をきちんとするならば貸借対照表まで求めるかと、こういう今議論をやっておりますが、意見調整がなかなかできておりません。なぜならば、貸借対照表まで求める。いわゆる正規の簿記で処理したものをいせとということになりますと、なかなか一般の方の指定管理者制度の参入が難しいだろう。今回の議会で九つの指定管理者制度が出ております。その中で八つの問題が再契約になっております。そうしますと、みとう道の駅は全く白紙の状態の中で、収入はなし、じゃ事務処理はどういうふうにされるんかとか言われても、そんな資料もなんも出ていません。従って、私も安富議員と同じように、いろんな、今回指定管理者制度がございますので、それも含めて議論を、総務企業委員会だ、建設観光だという別なそれぞれ教育民生もあります。やるんじゃないかと、指定管理者制度についての根本的な議論については、できれば私は連合審査でもしていただいて、もっと議論を、基本的なものから議論していただいて、それから建設観光で、この観光事業の補正予算については審議をしていただくという形のお取り計らいをしていただいたほうが、より市民の皆さんにはわかりやすいんじゃないかと、こういう気持ちでございます。よろしくひとつ。

議長（秋山哲朗君） なかなか多岐にわたる部分があるということの中で連合審査という話が出ておりますけれども、とりあえず資料の請求が出ておりますので、

暫時休憩の後、資料をまた出していただきたいと思ひますし、その間にいろんな御意見を伺うために会派代表者会議を併せて開きたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

暫時休憩します。

午後3時02分休憩

.....

午後3時42分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

先ほどの家族旅行村に対する資料請求が出ておりますので、急いでつくりましたものでページ数を打ってありませんけれども、7部お手元に資料があろうかと思っております。この御説明を綿谷観光総務課長にお願いいたします。山本、山本総合観光部部長お願いいたします。

総合観光部長（山本 勉君） 先ほど資料の請求がありました、こちらの資料につきましても、課長のほうが説明をいたします。

その前に、先ほど山中議員のほうから御質問があった中で、このたびの指定管理料ですね。これにつきましては税金が使われる旨の御質問がありました。議員さん御承知のように、旅行村の管理運営等の経費につきましては、観光事業の特別会計で行っております。この特別会計は、主には洞の収入ということで特別会計になっておるわけです。このことから、これにつきましては、税金については一切使用をしておりませんので、その旨、誤解のないようにお願いをしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 綿谷観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（綿谷敦朗君） それでは、お示しをいたしました資料のほうのまず確認をいたしたいと思ひます。

秋吉台家族旅行村の管理運営に関する協定書。次に、平成22年度事業計画書、これは企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団から提出されたものでございます。続いて、秋吉台家族旅行村補正予算算出資料、2枚ものがございます。続いて、平成19年秋吉台家族旅行村管理運営事業収支報告書、これはカルスト森林組合から提出された収支報告書でございます。続きまして、20年度秋吉台家族旅行村管理に係る経費の収支状況報告、こちらカルスト森林組合から提出されました収支状況報告でございます。続きまして、秋吉台家族旅行村平成21年度収支報告、こちら

は美祢市中高年雇用福祉事業団から出された収支報告書でございます。最後に、A 4の1枚紙、秋吉台家族旅行村利用者数の対比表をつけております。

資料は以上でございます。

それで、秋吉台家族旅行村補正予算算出資料、こちらのほうの御説明を行いたいと思います。

現在の観光を取り巻く現状は、非常に厳しい状況にあります。この要因といたしましては、国内経済はリーマンショック以降、円高による輸出産業の低迷、これに伴う株価の低迷、また失業者の増加など、経済状況の先行きが不透明な状況にあり、このような景気低迷の大きなうねりの中にある国民感情や考え方、このようなものは非常に消極的なものとなり、このことが少なからず観光動向にも影響を及ぼしていると思われまます。さらに、本年7月、本市を襲った豪雨災害による風評被害の影響も大きいものがあると思われまます。

こうした中、秋芳洞、大正洞、景清洞への入洞者につきましては、本年10月末現在で対前年度比12.8%の減となっております。家族旅行村につきましても、経済情勢、天候不純、施設の老朽化が影響し、本年10月までの利用者は対前年度比23.9%の減となっております。

このような状況の中、家族旅行村の指定管理者である雇用福祉事業団より、平成22年度について利用者の減に伴いまして、秋吉台家族旅行村の管理運営に関する協定書第15条に基づく協議の申し出がありました。これを受けまして変更計画の内容の精査を行ったところであります。補正資料のA欄がございます。A欄は、当初、市が指定管理料の積算の際に参考資料として呈示したものであります。B欄につきましては、中高年雇用福祉事業団が提出された当初計画であります。C欄につきましては、このたび利用者の減に伴う変更計画でございます。

美祢市中高年雇用福祉事業団は、当初、施設利用料を2,928万円見込んでおられましたが、上半期の実績からすると2,377万8,800円が見込まれ、550万1,200円の減となります。その他、体育センター、ログハウス、食堂についても、利用者の減に伴う収入の減が見込まれ、収入合計で見ますと6,457万3,000円を見込んでおりましたが、上半期の実績から推測いたしますと5,615万2,071円となり、842万929円の減が見込まれます。

続いて、支出面でございます。人件費について、職員から臨時職員への移行によ

り経費の削減を図る予定でありましたが、協定書の第7条第3項に、従前、旅行村に勤務している職員の継続雇用、雇用条件の維持が明記されており、当初の目的どおり臨時職員への移行に努力されたが、これの実現が難しく、経費の削減が図れなかったため、人件費が547万3,768円増えてまいります。しかしながら、光熱水費、食堂における原材料費等の節減を図りまして、支出面では当初計画より311万1,765円の増となる見込みです。

以上のことから、利用客の減に伴います収入減及び人件費増により指定管理料を増額するものでございます。

なお、指定管理者である雇用福祉事業団におかれましては、ホームページの充実、メーリング会員の募集、旅行村会報の送付等によりまして情報提供、各種イベントの開催等により利用客の増に向け努力されているところでございます。

以上、簡単ですが、説明のほうは終わります。

議長（秋山哲朗君） ここで、議案第3号について御意見をいただくところでありますけれども、今先ほど資料を配られましたもので、ここで時間をとりたいというふうに思っておりますので、暫時休憩をしたいと思います。よろしく申し上げます。

午後3時51分休憩

.....

午後4時51分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、会議規則第9条第2項の規定により、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

午後4時51分休憩

.....

午後7時20分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

議案第3号についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第3号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第7、議案第4号平成22年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第4号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第8、議案第5号平成22年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第5号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第9、議案第6号平成22年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第6号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第10、議案第7号平成22年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第7号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第8号平成22年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第8号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第12、議案第9号平成22年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第9号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第13、議案第10号平成22年度美祢市公共下水道事業会計補正予算(第1号)の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第10号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第14、議案第11号美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第11号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第16、議案第13号美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第13号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第17、議案第14号美祢市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第14号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第18、議案第15号美祢市病院事業使用料手数料条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第15号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第20、議案第17号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第17号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第 2 1、議案第 1 8 号美祢市へき地保育所の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第 1 8 号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第 2 2、議案第 1 9 号美祢市心身障害児（者）福祉施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第 1 9 号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第 2 3、議案第 2 0 号美祢市廃棄物処理施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第 2 0 号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第 2 4、議案第 2 1 号美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第 2 1 号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第 2 5、議案第 2 2 号美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第 2 2 号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第 2 6、議案第 2 3 号美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。竹岡議員。2 4 番（竹岡昌治君） 3 号議案の観光事業特別会計のときにも申し上げたんですが、指定管理者制度のそもそも論を連合審査していただだけませんかという御提案を申し上げまして、今まで休憩が続いたわけでありましたが、正式に私の発言に対して

議長はどうされるのかお答えいただきたいことが1点と。

23号に関連しまして、なぜそういうことを申し上げるかというのを、ちょっとわかるように質問させていただきたいと思います。

まず、みとう道の駅とそれから農村交流館の指定管理者制度でございますが、二つの施設を同時に指定管理者に出すということになれば、この二つの施設を一体的な管理をしなくちゃならないと思います。そうしますと、道の駅というんですから駅長というんですか、それとも管理責任者なんでしょうか。組織図の中には全然出ていないんですが、どのようなお考えかちょっとお聞きしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） まず先に私のほうから、連合審査の話だと思えますけれども、この今の本会議が終わった後、議会運営委員会を開いて、そこで決定をしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。松野商工労働課長。

総合政策部商工労働課長（松野哲治君） 只今の御質問にお答えします。

参考資料の54ページに、道の駅みとうふるさと発展協議会組織図がございますが、この中に、会長初め副会長、監事、会員等の組織図がございますけれども、ヒアリングの際には、決まったならば駅長を設置するという話を聞いております。ここで議決していただければ、駅長を設置するように話が進んでいくんだらうというふうに考えております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 議案を出すのに、まことに、私から言わせれば駅長の所在と言いますか、その辺がさっぱりわからないような議案提案なんです。それから、事務局が置かれるということが書いてございます。大体事務局の職員給与、どういうふうにお考えなのかちょっとお聞きしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 松野課長。

総合政策部商工労働課長（松野哲治君） 事務局の職員給与につきましては、ヒアリングの際に収支計画書が出ておりまして、その中に総体の人件費は載っておりますけれども、個々の人件費については確認をしておりません。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） あのね、何で僕が一つずつしか質問しないかというと、ぜ

ひ連合でやってもらいたいと思うんですが、今おっしゃったように、収入はなしって書いてあるんですよ。議会に提案するこの提案書の中に収入なし。なしで駅長も置きます、事務局も置きますって言われても、ほんとかうそかわからんです。従って、どういう公募をされてどういう結果でこういうものが出てきたのか、お尋ねをしようと思いましたが、連合審査というときですから、そのときにどういう公募の仕方をするのか。今までの美祢市の、あした一般質問でもやらせていただきますが、美祢市の指定管理者制度の中には、例えばこないだ監査しました家族村のことを申し上げますと、収入においては消費税込み、それから支出においては消費税は計算に全く入れていない。計上されていない。それから、今回も事務費も消費税もどうなっているのかというのが見たいんです。でないと、これだけの資料で議会が承認をしたという後から、また今回みたいに次に補正が要るとか言われたときに、議会としては市民に対して説明のしようがないんです。ですから、当日までにはどういう形で公募されたのか、その辺の資料が出していただけるように、議長のほうにお手配をお願いしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 担当課のほうに、その当日まででいいですから、資料の提出を求められておりますので、資料の提出をお願いしたい。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）。

そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第23号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第27、議案第24号美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第24号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第28、議案第25号美祢市秋芳シルバーワークプラザの指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第25号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第29、議案第26号美祢市都市公園の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第26号は、所管の委員会へ付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れでございました。

なお、議員の皆さんは7時40分から議会運営委員会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午後7時34分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年11月30日

美祢市議会議長 秋山哲朗

会議録署名議員 河村淳

〃 大中原